

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
2	畜産農業	Cno	60	130	80
		Cni	60	70	60
3	天然ガス鉱業	Cno	60	150	80
		Cni	60	70	60
4	非金属鉱業	Cno	15	25	25
		Cni	15	25	15
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	Cno	30	60	40
		Cni	10	35	20
6	乳製品製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
7	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cno	30	40	35
		Cni	10	35	25
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
9	寒天製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	45	55	45
		Cni	10	50	25
12	冷凍水産物製造業	Cno	45	55	45
		Cni	10	30	25
13	冷凍水産食品製造業	Cno	45	55	50
		Cni	10	50	30
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	Cno	45	55	50
		Cni	10	50	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cno	20	30	30
		Cni	10	25	25

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×1.0-3
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 1.0-3$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし		徳島県
			下限	上限	
16	野菜漬物製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
17	味そ製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cno	45	95	45
		Cni	10	50	30
19	うま味調味料製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
20	ソース製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
21	食酢製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
22	砂糖精製業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cno	20	145	30
		Cni	10	25	20
24	小麦粉製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	15
25	パン製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
26	生菓子製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	15
28	米菓製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	徳島県
30	植物油脂製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
31	動物油脂製造業	Cno	20	30	30
		Cni	10	25	25
32	食用油脂加工業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
34	穀類でんぷん製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
35	麺類製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
37	豆腐・油揚製造業	Cno	30	40	35
		Cni	10	35	25
38	あん類製造業	Cno	20	30	30
		Cni	10	25	20
39	冷凍調理食品製造業	Cno	30	40	30
		Cni	10	35	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
41	清涼飲料製造業	Cno	20	30	30
		Cni	10	25	20
42	果実酒製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
43	ビール製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
44	清酒製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_n=(C_{no}・Q_{no}+C_{ni}・Q_{ni})×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no}（C_{no}）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni}（C_{ni}）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	徳島県
45	蒸留酒・混成酒製造業	C _{no}	20	30	25
		C _{ni}	10	25	20
46	インスタントコーヒー製造業	C _{no}	20	30	20
		C _{ni}	10	25	15
47	配合飼料製造業	C _{no}	20	30	30
		C _{ni}	10	25	25
48	単体飼料製造業	C _{no}	20	30	30
		C _{ni}	10	25	25
49	有機質肥料製造業	C _{no}	20	30	30
		C _{ni}	10	25	25
50	たばこ製造業	C _{no}	20	30	25
		C _{ni}	10	25	15
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	C _{no}	20	30	20
		C _{ni}	10	25	10
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	C _{no}	20	30	25
		C _{ni}	10	25	20
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C _{no}	20	30	25
		C _{ni}	10	25	20
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	C _{no}	20	30	25
		C _{ni}	10	25	20
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	C _{no}	20	40	30
		C _{ni}	10	30	25
59項の備考	綿織物捺染工程にあつては	C _{no}	60	100	100
		C _{ni}	10	60	40
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{no}	20	30	25
		C _{ni}	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cno	20	40	30
		Cni	10	30	20
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
71	合板製造業（集材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
75	木材薬品処理業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： $L = C \text{ (濃度 mg/l)} \times Q \text{ (水量 m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	徳島県
89	機械すきと紙製造業	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
90	手すき和紙製造業	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
91	塗工紙製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
92	段ボール製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
93	重包装紙袋製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
94	セロファン製造業	Cno	20	30	30
		Cni	10	25	25
95	乾式法による繊維板製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
101	製版業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno	15	90	90
		Cni	10	70	50
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあっては	Cno	40	100	100
		Cni	30	70	50
102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程にあっては	Cno	200	430	250
		Cni	200	210	210

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	徳島県
102項の備考 (3)	尿素製造工程にあつては	Cno	1500	1600	1600
		Cni	1100	1200	1200
103	複合肥料製造業	Cno	15	45	45
		Cni	10	45	40
104	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	25
105	ソーダ工業	Cno	15	25	20
		Cni	10	25	20
106	電炉工業	Cno	15	25	20
		Cni	10	25	20
107	無機顔料製造業	Cno	50	110	60
		Cni	40	60	50
107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあつては	Cno	50	700	120
		Cni	40	600	100
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	20	50	50
		Cni	10	40	40
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては	Cno	50	6000	90
		Cni	40	6000	60
108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程にあつては	Cno	50	750	90
		Cni	40	750	60
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては	Cno	50	6000	90
		Cni	40	6000	60
108項の備考 (4)	イットリウム化合物製造工程にあつては	Cno	50	150	150
		Cni	40	150	80
108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあつては	Cno	50	210	90
		Cni	40	210	60
108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程にあつては	Cno	50	400	400
		Cni	40	300	300

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）= C （濃度 mg/l） \times Q （水量 m³/日） \times 1.0-3
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 1.0-3$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	C_{no}	50	160	80
		C_{ni}	40	60	50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	C_{no}	15	80	40
		C_{ni}	10	35	25
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	C_{no}	50	240	80
		C_{ni}	40	55	50
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	C_{no}	15	50	40
		C_{ni}	10	35	25
110項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	C_{no}	60	180	90
		C_{ni}	50	60	60
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	C_{no}	15	60	40
		C_{ni}	10	30	25
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	C_{no}	15	80	40
		C_{ni}	10	35	25
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	C_{no}	50	160	80
		C_{ni}	40	55	50
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	C_{no}	15	60	40
		C_{ni}	10	35	25
113項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	C_{no}	20	60	50
		C_{ni}	15	35	30
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	C_{no}	15	60	40
		C_{ni}	10	30	25
115	脂肪族系中間物製造業	C_{no}	15	80	40
		C_{ni}	10	35	25
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	C_{no}	50	150	80
		C_{ni}	40	55	50

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	Cno	500	510	500
		Cni	500	510	500
116	メタン誘導品製造業	Cno	15	40	40
		Cni	10	30	25
117	発酵工業	Cno	15	40	40
		Cni	10	30	25
118	コールタール製品製造業	Cno	800	1000	1000
		Cni	800	1000	1000
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	70	40
		Cni	10	35	25
119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	60	180	90
		Cni	50	120	60
120	プラスチック製造業	Cno	15	50	50
		Cni	10	30	25
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	150	80
		Cni	40	55	50
121	合成ゴム製造業	Cno	15	50	40
		Cni	10	35	25
121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	150	70
		Cni	40	55	45
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	15	80	70
		Cni	10	35	25
122項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	80
		Cni	15	35	30
122項の備考 (2)	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては	Cno	20	420	280
		Cni	15	420	200
122項の備考 (3)	メラミン製造工程にあっては	Cno	850	1500	1500
		Cni	850	1500	1500

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_n=(C_{no}・Q_{no}+C_{ni}・Q_{ni})×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日より時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no}（C_{no}）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni}（C_{ni}）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
	122項の備考 (4) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあつては	C _{no}	15	1000	1000
		C _{ni}	10	35	35
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C _{no}	15	25	25
		C _{ni}	10	20	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C _{no}	15	25	20
		C _{ni}	10	20	15
125	合成繊維製造業	C _{no}	15	30	25
		C _{ni}	10	20	20
	125項の備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	C _{no}	50	150	70
		C _{ni}	40	55	50
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C _{no}	15	55	30
		C _{ni}	10	30	20
127	石けん・合成洗剤製造業	C _{no}	15	55	30
		C _{ni}	10	30	20
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	C _{no}	15	55	40
		C _{ni}	10	30	25
129	塗料製造業	C _{no}	15	55	30
		C _{ni}	10	30	20
130	印刷インキ製造業	C _{no}	15	25	25
		C _{ni}	10	25	20
131	医薬品原薬・製剤製造業	C _{no}	15	75	70
		C _{ni}	10	40	35
	131項の備考 医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては	C _{no}	25	130	130
		C _{ni}	20	40	40
132	医薬品製剤製造業	C _{no}	15	25	25
		C _{ni}	10	20	15
133	生物学的製剤製造業	C _{no}	15	25	20
		C _{ni}	10	20	15

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×1.0-3
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×1.0-3
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cno	15	25	20
		Cni	10	20	15
135	動物用医薬品製造業	Cno	15	25	20
		Cni	10	20	15
136	火薬類製造業	Cno	15	65	30
		Cni	10	30	25
137	農薬製造業	Cno	15	80	30
		Cni	10	30	25
138	合成香料製造業	Cno	15	90	80
		Cni	10	30	25
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	15	70	70
		Cni	10	30	25
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	Cno	15	30	30
		Cni	10	30	25
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	Cno	15	55	40
		Cni	10	30	25
143	写真感光材料製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	20	20
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	15	15
145	イオン交換樹脂製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	25
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	15	60	50
		Cni	10	30	30
147	石油精製業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例:「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	徳島県
149	コークス製造業	Cno	600	1000	600
		Cni	400	800	400
150	石油コークス製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
154	なめしかわ製造業	Cno	20	75	50
		Cni	10	75	40
155	毛皮製造業	Cno	20	30	30
		Cni	10	30	30
156	板ガラス製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
157	板ガラス加工業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
158	ガラス製加工素材製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
159	ガラス容器製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	20	20
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	20	20
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	20	20
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	30	20
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
165	生コンクリート製造業	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
166	コンクリート製品製造業	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
167	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
168	黒鉛電極製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	25
169	碎石製造業	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
172	うわ薬製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
173	高炉による製鉄業	Cno	15	35	25
		Cni	10	30	20
173項の備考 (1)	コークス製造工程にあっては	Cno	600	1000	600
		Cni	400	800	400
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいて	Cno	55	100	60
		Cni	40	60	50
175	フェロアロイ製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	100	60
		Cni	40	60	50
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	100	60
		Cni	40	60	50
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	Cno	15	55	25
		Cni	10	30	20
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	100	60
		Cni	40	60	50
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
182	鋼管製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
183	伸鉄業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
184	磨棒鋼製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
185	引抜鋼管製造業	Cno	15	45	25
		Cni	10	30	20
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
186	伸線業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
187	ブリキ製造業	Cno	15	35	25
		Cni	10	30	20
188	亜鉛鉄板製造業	Cno	15	45	25
		Cni	10	30	20
189	めっき鋼管製造業	Cno	15	40	25
		Cni	10	30	20
190	めっき鉄鋼線製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	15	35	25
		Cni	10	30	20
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
192	鍛鋼製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
193	鍛工品製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
194	鋳鋼製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
195	せん鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Ln=（Cno・Qno+Cni・Qni）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日より時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qno（Cno）：平成14年9月30日までの水量
 Qni（Cni）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
196	鋳鉄管製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
197	可鍛鋳鉄製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
198	鉄粉製造業	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	15	25	25
		Cni	10	25	20
199項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	60
		Cni	40	60	50
200	非鉄金属製造業	Cno	20	70	35
		Cni	10	60	25
201	電気めっき業	Cno	20	30	30
		Cni	10	30	25
201項の備考	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては	Cno	60	130	60
		Cni	50	120	50
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	20	40	25
		Cni	10	35	20
202項の備考 (1)	溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cno	60	70	60
		Cni	50	65	50
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cno	60	90	60
		Cni	50	90	50
203	一般機械器具製造業	Cno	20	35	25
		Cni	10	25	20
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	20	45	30
		Cni	10	25	25
204	電子回路製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
205項の備考 (1)	民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cno	30	40	40
		Cni	20	35	25
205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあつては	Cno	30	60	40
		Cni	20	35	25
206	輸送用機械器具製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
206項の備考	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cno	25	50	40
		Cni	20	30	25
207	精密機械器具製造業	Cno	20	30	25
		Cni	10	25	20
207項の備考	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては	Cno	30	45	30
		Cni	10	25	20
208	ガス製造工場	Cno	20	30	20
		Cni	10	25	15
209	下水道業	Cno	10	40	25
		Cni	10	40	20
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては	Cno	10	20	20
		Cni	10	20	15
209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては	Cno	10	60	40
		Cni	10	60	30
210	空瓶卸売業	Cno	25	35	25
		Cni	15	30	15

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）	Cno	25	35	25
		Cni	15	30	20
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25
213	飲食店	Cno	25	60	35
		Cni	15	45	20
214	宿泊業	Cno	25	60	35
		Cni	15	45	20
215	リネンサプライ業	Cno	25	35	25
		Cni	15	30	15
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	25	35	25
		Cni	15	30	15
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	Cno	25	35	25
		Cni	15	30	15
219	自動車整備業	Cno	25	35	25
		Cni	15	30	15
220	病院	Cno	25	60	35
		Cni	15	45	20
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。）	Cno	20	60	35
		Cni	10	40	20
221項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては	Cno	20	30	30
		Cni	10	30	20
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	Cno	20	60	40
		Cni	10	50	25

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	
222項の備考 (1)	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項 第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より 高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理 するものあつては	Cno	20	40	30
		Cni	10	40	20
222項の備考 (2)	単独浄化槽に係るもの	Cno	20	60	50
		Cni	10	50	30
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cno	20	60	35
		Cni	10	40	20
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に 凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することがで きる方法によりし尿を処理するものあつては	Cno	20	50	30
		Cni	10	30	20
224	ごみ処理業	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25
225	廃油処理業	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	40	50	45
		Cni	20	45	30
227	死亡獣畜取扱業	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25
228	と畜場	Cno	25	60	40
		Cni	15	30	25
229	中央卸売市場	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25
230	地方卸売市場	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25
231	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	Cno	25	35	30
		Cni	15	30	25

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

窒素含有量に係る総量規制基準（案） ※8次から変更なし

資料1-6

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{no} （ C_{no} ）：平成14年9月30日までの水量
 Q_{ni} （ C_{ni} ）：平成14年10月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cn等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (案)
			第8次から 変更なし 大阪湾を除く 瀬戸内海		第8次から 変更なし
			下限	上限	徳島県
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	Cno	10	60	60
		Cni	10	60	60
232項の備考 (1)	指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。）	Cno	10	60	60
		Cni	10	60	45
232項の備考 (2)	水産養殖施設（当該施設からの排水の1日当たりの通常量が50m ³ 以上のものに限る。）	Cno	10	60	60
		Cni	10	60	50
232項の備考 (3)	食料品製造業	Cno	10	60	50
		Cni	10	60	50
232項の備考 (4)	浄水施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第64号の2に規定するものをいう。）	Cno	10	60	15
		Cni	10	60	10
232項の備考 (5)	火力発電所の発電プラント排水	Cno	10	60	40
		Cni	10	60	30

注1：備考(例：「59の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号59の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)